

2019 年 4 月 1 日

医療法人徳洲会 和泉市立総合医療センター

薬剤部 奥田広志

院外保険薬局からの疑義照会簡素化プロトコルについて

近年、厚生労働省は医療スタッフ間の連携を推進しており、現在多くの病院では下記に示した、疑義照会について、予め医師と薬剤師が協議の上、病院内での対応を決め、地域薬剤師会または、各保険薬局との合意のもと、薬剤師の裁量で変更を行っていきます。

当院におきましても、医師の診療時間の確保と患者の投薬までの待ち時間の軽減、さらに適正使用の推進に寄与できると考え、下記の運用方法で実施させていただきます。

厚生労働省による医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について(抜粋)

(平成 22 年 4 月 30 日医政発 0430 第 1 号)

各医療スタッフの専門性を十分に活用して、患者・家族とともに質の高い医療を実現するためには、各医療スタッフがチームとして目的と情報を共有したうえで、医師等による包括的指示を活用し、各医療スタッフの専門性に積極的に委ねるとともに、医療スタッフ間の連携・補完を一層進めることが重要である。

- ①薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間などの変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師などと協議して実施すること。

運用方法

下記事項について、保険薬局薬剤師が患者の同意が得られた場合には、原則として、所定の様式 FAX を用いて、当院薬剤部に連絡する。当院薬剤師は、所定の様式にて電子カルテに変更の旨を記載する。なお、下記以外の項目につきましては、これまで通りとする。

1. 同一成分の銘柄変更(但し、変更不可処方の場合は除く)
2. 剤形変更(但し、変更不可処方の場合は除く)
3. 別規格への変更(例;10mg 2錠を 20mg 1錠へ)
4. 一包化、半錠、粉碎、混合など(有効性や品質が担保できる場合)
5. 外用薬の取り決め範囲内の規格変更(5g 2本を 10g 1本)
6. 明らかな用法の間違い変更(食前薬の食後投与指示)
7. 残薬調整などに伴う処方日数の変更(処方日数または回数の短縮)

保険薬局との合意

本プロトコルを適正に運用するために、開始に当たり、プロトコルの趣旨や各項目の詳細について、ご理解いただいたうえで、当院院外処方箋を取り扱う保険薬局で合意書を締結することを必須といたします。本取り組みへの参画をご希望される処方箋応需薬局は、必ず和泉市薬剤師会までご連絡していただき、合意書の締結をして下さい。

各種問い合わせ先

- ① 疑義照会（診療、調剤に関すること）、トレーシングレポート
薬剤部（疑義照会専用 FAX：0725-44-1038）
- ② 保険関係（保険番号・公費負担などに関すること）
医事課（後発医薬品変更専用 FAX：0725-46-0352）
- ③ その他電話連絡が必要な場合
電話連絡先（病院電話番号：0725-41-1331）

プロトコルに基づく処方変更・調剤後の連絡

このプロトコルに基づく変更の連絡は、事後報告を認めるものとなりますが、下記のルールは必ず順守すること。

- ① 処方変更した場合は、『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。
- ② 残薬調整の場合は、『服薬情報提供書(トレーシングレポート)』に変更内容を記載し、FAX してください。

（※どちらも原則として処方箋受付当日中にFAXしてください。）

細則

※疑義照会不要例(但し、麻薬、抗悪性腫瘍剤、向精神薬に関するものは除く)

- ① 同一成分の銘柄変更(但し、変更不可の場合は除く)

【例】

シングレア錠 10mg ⇒ キプレス錠 10mtg

ジャヌビア錠 50mg ⇒ グラクティブ錠 50mg

フォサマック錠 35mg ⇒ ボナロン錠 35mg、アレンドロン酸錠 35mg

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★用法用量(原薬量)が、変わらない場合のみ変更可とする

★漢方薬については、同じ銘柄であっても、メーカーによって組成が異なりますので、疑義照会すること

★『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

② 剤形変更(但し、変更不可の場合は除く)

【例】

タケプロンOD錠 15mg ⇒ タケプロンカプセル 15mg

コカールドライシロップ 40% ⇒ カロナール細粒 20%

レボフロキサシン錠 500mg(粉碎) ⇒ レボフロキサシン細粒 10%

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★用法用量(原薬量)が、変わらない場合のみ変更可とする

★製剤の安定性、溶解性、体内動態などを考慮して行うこと

★軟膏剤の剤形変更は不可とする(軟膏 ⇒ クリーム等は、基剤が変わるため)

★『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

③ 同一成分の規格変更

【例】

5mg錠 2錠 ⇒ 10mg錠 1錠

10mg錠 0.5錠 ⇒ 5mg錠 1錠

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★用法用量(原薬量)が、変わらない場合のみ変更可とする

★『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

④ 一包化(一包化不可の場合は除く)

患者本人や家族、ヘルパーなどから申し出があった場合に、一包化により、アドヒアランス向上が見込まれると、薬剤師が判断した場合。

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★安定性のデータに留意すること

★『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

⑤ 半錠・粉碎・混合など

アドヒアランスなどの理由により半錠、粉碎、混合すること。

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★安定性のデータに留意すること

★『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

⑥ 外用薬の取り決め範囲内の規格変更(合計処方量が変わらない場合)

【例】

ロキソニンゲル 1%(25g入り) 2本 ⇒ ロキソニンゲル 1%(50g入り) 1本

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

⑦ シップのサイズ変更や用法不備の追記

【例】

モーラスパップ 30mg ⇒ モーラスパップ 60mg

ロキソプロフェンテープ 50mg ⇒ ロキソプロフェンテープ 100mg

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★成分剤形が同じものに限る

★処方枚数は同じか、減らす場合のみ可とする

★シップなど明確に決められている使用回数や使用部位を追記すること。

★『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

⑧ 投与日数の適正化

ビスフォスフォネート系製剤やDPP-4 阻害剤の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化。(処方日数の間違いが明確な場合)

【例】

ベネット錠 17.5mg 1 錠 1 日 1 回 起床時 28 日分 ⇒ 4 日分

ベネット錠 75mg 1 錠 1 日 1 回 起床時 28 日分 ⇒ 1 日分

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

⑨ 明らかな用法間違いの変更、追記(食前薬の食後投与指示、外用薬の用法不備)

【例】

ベイスン(ボグリボース)0.3mg錠 3 錠 毎食後 ⇒ 毎食直前

アレンドロン酸錠 35mg 1 錠 1 日 朝食後 ⇒ 起床時

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★但し、漢方薬の服用方法に関しては、食後、食間に係わらず、処方された用法に従うこと

★『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

⑩ 残薬による投与日数の調整(※但し、麻薬、抗悪性腫瘍剤、向精神薬に関するものは除く)

継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合に、患者様から医師へ残薬があることを伝えるのを忘れたことを聴取したうえで、投与日数を調整(短縮)して調剤すること。(外用薬及び、自己注射の本数の変更も含む)

★患者様に説明(価格、服用方法など)後、同意を得て変更すること

★『服薬情報提供書(トレーシングレポート)』に変更内容を記載し、FAX してください。